

平成 27 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 g u m i
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 國 光 宏 尚
(コード番号：3903 東証市場第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 川 本 寛 之
(TEL. 03-5358-5322)

「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」制定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針（以下、「本方針」）」の制定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 制定の目的

コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスの実現により当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、本方針を制定いたしました。

2. 本方針の概要

本方針は、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方のほか、コーポレートガバナンス・コードに基づき、以下の事項について定めております。

- ① 株主の権利・平等性の確保
- ② ステークホルダーの利益の考慮
- ③ 適切な情報開示と透明性の確保
- ④ 取締役会等の責務
- ⑤ 株主との対話

3. 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」

東京証券取引所に「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出しております。

以 上

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社は、当社が持続的に成長し、当社の長期的な企業価値を向上させ、もって株主の皆様
当社の株式を安心して長期的に保有していただくことを可能とするため、最良のコーポレ
ート・ガバナンスを実現することを目的として、取締役会決議に基づき、本基本方針を制定した。

第1章 総則

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組む。

2 当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

- ① 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ② 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- ③ 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ④ 独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
- ⑤ 株主との間で持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に資する対話を行う体制を整備しその対応に努める。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前までに発送するよう努めるとともに、取締役会決議及び株主総会開催に係る諸手続き完了後、招集通知発送前に当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトから閲覧できるよう開示する。

2 当社は、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第4条 当社は、取締役会において、上場株式の政策保有に関する基本方針及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針を別途定め、開示する。これらの基本方針は、当社の長期的な企業価値の向上に資するものであることは勿論、株式保有先企業の企業価値の向上にもつながるものでなければならない。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(倫理基準及び利益相反)

第5条 当社は、取締役、執行役員及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、取締役会において、倫理基準を別途定める。

2 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じる場合又は生じる可能性がある場合は、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。

(ステークホルダーとの関係)

第6条 取締役会は、当社の長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

2 当社は、従業員を含む様々なステークホルダーが、当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を伝えることができる体制を整備するよう努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)

第7条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社及び当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を定める。

2 取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示する。

第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の責任

(取締役会の役割)

第 8 条 取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長その他の経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(独立社外取締役の役割)

第 9 条 当社の独立社外取締役は、一般株主の利益ひいては会社の利益を踏まえた公平で公正な経営の意思決定のために行動することが特に期待されていることを認識し、他の役員と協力して一般株主との意見交換等を所管する部署と情報の交換を図り、必要があると認めるときは、一般株主との利益への配慮の観点から代表取締役及び取締役会又は監査役会に対して意見を述べなければならない。

(取締役会議長)

第 10 条 当社の取締役会議長は、代表取締役社長が務める。

2 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮しなければならない。

第 2 節 取締役会の有効性

(取締役会の構成)

第 11 条 当社の取締役会の人数は 8 名以下とし、そのうち 2 名以上は独立社外取締役とする。

(取締役の資格及び指名手続)

第 12 条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

2 当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされる。

(監査役の資格及び指名手続)

第 13 条 当社の監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。当社の監査役のうち最低 1 名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。

(独立社外役員の兼任制限)

第 14 条 当社の独立社外取締役及び独立社外監査役が、他の上場会社の取締役又は監査役を兼任する場合には、その数は合理的な範囲とする。また、その兼任状況については開示する。

(取締役会の諮問機関の設置)

第 15 条 当社は、取締役会の諮問機関として、社外役員協議会を置く。

2 社外役員協議会は社外取締役及び社外監査役の全員で構成し、その議長は独立社外取締役が務める。

(社外役員協議会)

第 16 条 社外役員協議会は、経営の透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを使命とし、以下の役割を担う。

- ① 取締役の選任及び解任に関する諮問機関
- ② 取締役及び重要な使用人の個人別の報酬等に関する諮問機関
- ③ その他 コーポレート・ガバナンス全般に関する諮問機関

(取締役の責務)

第 17 条 取締役は、その業務の執行に当たっては、法令、定款、社内規程及び取締役会、監査役会、株主総会の決議を遵守し、会社のために善良なる管理者としての注意義務をもって、忠実に自己の所管業務を遂行しなければならない。

2 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。

3 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。

(取締役及び監査役の研鑽及び研修)

第 18 条 当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積み重ねなければならない。

(取締役会の議題及び議案)

第 19 条 当社の取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って社外取締役を含む各取締役に配付されなければならない。

(独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス)

第 20 条 当社の独立社外取締役及び監査役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはい

つでも、社内取締役、執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。

第3節 報酬制度

(取締役等の報酬等)

第21条 取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。

2 独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならない。かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。

3 取締役の報酬等については、取締役会の諮問により社外役員協議会の公正な検討及び勧告を経て、取締役会が定める。

4 社外役員協議会が取締役の個人別の報酬等の額について勧告をする場合には、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬等の額の適正性を判断する。

5 当社は、取締役に対して支払われた報酬等の額について、適切な方法により開示する。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第22条 代表取締役は、株主の意見が取締役会全体に確実に共有されるよう努める。

2 代表取締役は、株主との建設的な対話を統括する取締役を定め、合理的な範囲において当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するような対話に努めるものとする。また、独立社外取締役は当該株主との対話に出席する機会を与えられるものとする。当該対話を行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように情報開示の公平性を確保するとともに、インサイダー情報の管理に努めるものとする。

3 当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する基本方針を別途定め、開示する。

附則

平成27年11月20日 制定